

追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

設定来の基準価額の推移



※「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を 行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。

- ※上記の運用成果は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。
- ※基準価額は、信託報酬控除後のものです。

ファンドの運用状況

基準価額	9,640 円	課税前分配金込み基準価額	13,380 円
	- 144 円('12/3/2比較)	課税前分配金再投資換算基準価額	13,679 円
解約価額	9,621 円	基準価額(最高値:'10/4/26)	12,356 円
	- 144 円('12/3/2比較)	基準価額(最安値:'12/1/10)	8,805 円
		純資産総額	542.1 億円
		受益権総口数	562.3 億口

ファンドの騰落率

L	期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ļ	ファンド	4.7%	10.5%	4.2%	5.6%	33.0%	36.8%

※ファンドの騰落率は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出しています。 したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

課税前分配金の推移(1万口当たり)

'09	/4-'09/7	'09/8-'10/4	'10/5–'11/7	'11/8–'12/3	_	設定来累計
	60円	100円	120円	100円	_	3,740円

※上記は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

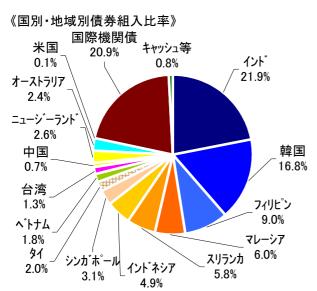


追加型投信/海外/債券

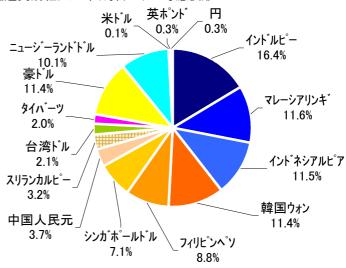
作成基準日:2012年3月9日

※当レポートの各数値は表示桁数未満で四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

ポートフォリオの状況



《通貨別組入比率(為替ヘッジ考慮後)》



- ※上記の各円グラフは、国・地域と通貨で、必ずしも同一色ではありません。
- ※上記は、いずれもマザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ※キャッシュ等は為替損益等を含みます。
- ※資金管理目的で、投資対象以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

ポートフォリオの構成

(債券先物)

	-*	T 15 60 11	ᅲᆂᆁ	通貨別			
通貨	デュレーション (*1)	平均終利 (*2)	平均直利 (*3)	債券 組入比率	国債	国際 機関債	その他 債券
豪ドル	4.5	5.3%	5.7%	9.5%	0.4%	7.1%	2.1%
ニュージーランドドル	5.0	4.6%	5.9%	8.7%	2.6%	6.1%	_
韓国ウォン	4.3	3.1%	4.3%	8.2%	8.2%	_	_
シンガポールドル	13.4	2.3%	2.8%	2.1%	2.1%	-	_
台湾ドル	4.3	1.4%	0.9%	3.4%	1.3%	-	2.1%
インドネシアルピア	3.6	6.6%	6.8%	13.0%	2.6%	5.8%	4.6%
マレーシアリンギ	6.3	3.5%	3.9%	6.0%	5.7%	-	0.3%
フィリピンペソ	9.0	5.2%	5.9%	8.8%	7.6%	-	1.3%
タイバーツ	6.3	2.0%	1.8%	2.0%	1.3%	-	0.7%
中国人民元	4.3	2.5%	2.4%	3.0%	0.6%	1.8%	0.6%
インドルピー	4.6	8.8%	8.1%	16.4%	9.9%	-	6.5%
スリランカルピー	2.1	11.5%	8.9%	3.2%	3.2%	-	-
米ドル	5.2	4.7%	5.4%	14.7%	4.5%	-	10.2%
英ポンド	8.1	3.1%	4.0%	0.3%	ı	-	0.3%
債券合計	_	_	_	99.2%	49.8%	20.9%	28.5%
(キャッシュ等)	-	_	-	(0.8%)			
計/平均	5.0	5.4%	5.7%	100.0%			

格付け別 組入比率
26.7%
4.3%
24.0%
26.6%
11.7%
5.8%
A-

銘柄数 115

-2.7%

[※]通貨別債券組入比率とポートフォリオの状況の通貨別組入比率(為替ヘッジ考慮後)は、為替取引等の影響により一致しません。

[※]上記の表はマザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値です。※キャッシュ等は為替損益等を含みます。

[※]格付けは、Moody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けを用いて、S&P社の表示方法で表記しています。なお、当該格付けがない場合には 委託会社が相当とみなした格付けに含めて表示します。(出所:Bloomberg)

[※]平均格付けとは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付けを加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る 信用格付けではありません。

[※]デュレーションを調整するために、債券先物を使用する場合があります。

^(*1)デュレーション・・・「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券はデュレーションが大きいほど、金利変動に対する価格の変動が大きくなります。

^(*2) 平均終利(複利最終利回り・・・ 償還日までの受取利息とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)。

^(*3)平均直利(直接利回り)・・・受取利息収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する受取利息の割合(年率)。



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

組入上位10銘柄

銘柄	通貨	クーホ [°] ン	償還日	終利	格付け	比率
欧州投資銀行	ニューシ゛ーラント゛ト゛ル	7.5%	'17/12/15	5.2%	AAA	4.1%
インド国債	自国	7.49%	'17/4/16	8.3%	BBB-	3.7%
フィリヒ [°] ン国債	自国	6.25%	'36/1/14	5.5%	BB	3.7%
韓国国債	自国	5%	'14/9/10	3.5%	A+	2.8%
ニューシ゛ーラント゛国債	自国	6%	'21/5/15	4.1%	AAA	2.6%
スリランカ国債	米ドル	7.4%	'15/1/22	5.5%	B+	2.4%
韓国国債	自国	5.75%	'18/9/10	3.8%	A+	2.3%
マレーシア国債	自国	4.012%	'17/9/15	3.4%	Α	2.2%
韓国輸出入銀行	台湾ドル	0.7%	'16/7/1	1.6%	A+	2.1%
インド国債	自国	8.08%	'22/8/2	8.3%	BBB-	1.9%

[※]上記の表はマザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

市場の変化

	債績	券(5年国債利回	ال _ا)		為替(対円)	
	'12/3/1	'12/3/8	変化幅	'12/3/2	'12/3/9	変化率
オーストラリア	3.76%	3.63%	-0.14%	87.80	86.72	-1.23%
ニュージーランド	3.62%	3.59%	-0.03%	68.20	67.23	-1.42%
香港	0.52%	0.51%	-0.02%	10.48	10.52	0.38%
韓国	-	3.60%	_	0.0732	0.0733	0.14%
シンガポール	0.39%	0.64%	0.25%	65.13	65.17	0.06%
台湾	0.95%	0.96%	0.01%	2.76	2.77	0.36%
インドネシア	4.81%	5.14%	0.33%	0.0091	0.0090	-1.10%
マレーシア	3.23%	3.23%	0.00%	27.12	27.14	0.07%
フィリピン	4.75%	4.73%	-0.02%	1.90	1.92	1.05%
タイ	3.41%	3.36%	-0.04%	2.67	2.67	0.00%
ベトナム	11.58%	11.56%	-0.02%	0.0039	0.0039	0.00%
中国	3.21%	3.19%	-0.02%	12.90	12.92	0.16%
インド	8.35%	8.34%	-0.01%	1.67	1.65	-1.20%
スリランカ	11.94%	11.91%	-0.02%	0.67	0.67	0.00%
米国	0.89%	0.88%	-0.01%	81.29	81.64	0.43%

※3/1の韓国(5年国債利回り)は、該当データがありません。

(出所)Bloomberg、投資信託協会

市場の主な動き

債券市場は、全般に小幅な値動きながら、まちまちの動きとなりました。当期間では、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、インドネシアなどで金融政策決定会合が行われたものの、いずれも市場予想通り政策金利は据え置きとなりました。インドネシアは、燃料価格の引き上げ計画などインフレリスクが懸念され、利回りは上昇しました。オーストラリア準備銀行(RBA)は、金利を据え置いた上で今後の金融緩和に含みを持たせたことなどから、市場に緩和期待が広がり、利回りは低下しました。

為替市場は、オーストラリア・ドル、ニュージランド・ドルなどが軟調となった一方、アジア通貨は一部を除いて概ね小幅な値動きとなりました。オーストラリア・ドルは、金融緩和期待による金利先安観測や、豪中銀副総裁が過度の通貨高を警戒する必要があるとの認識を示したことなどから下落しました。

[※]格付けは、Moody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。 同じ発行体の債券でも、通貨等の発行条件により格付けが異なる場合があります。(出所:Bloomberg)



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務 状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク(デフォルト・リスク)」等があります。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

【目的】

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

【特色】

- 1 日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資 対象とし分散投資を行います。
 - ◆日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
 - ◆ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - *1【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。 また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
 - *2【準ソブリン債券】 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。
 - ◆自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。
- 2 ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ◆金利水準・金利見通し・為替見通し・信用力等を考慮し、投資を行います。 債券投資から得られる利子収入期待の高い国・地域と通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
 - ◆直物為替先渡取引(NDF)*等を活用し、為替差益の獲得を目指すことがあります。
 - *【直物為替先渡取引(NDF)】 一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、 取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、 米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。
 - ◆原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
 - ◆KE キャピタル・パートナーズからアドバイスを受け、運用を行います。
 - ●KE キャピタル・パートナーズは、シンガポールに拠点を置く資産運用会社です。 親会社であるキムエン・ホールディングス・リミテッドのアジアに関する豊富な知識・経験を活用し、投資助言 を行います。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、 クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等 の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

- 3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。
 - ◆毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 - ◆委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を 行わない場合もあります。



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは 異なり、投資信託の純資産から支払われますので 分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額 は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定した ものではありません。

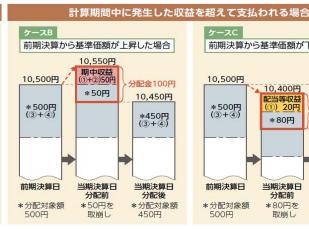
投資信託から分配金が 支払われるイメージ

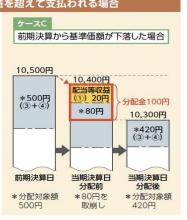


▶分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払わ れる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 ケースA 10.600円 期中収益 (①+②) 10.500円 10.500円 *500円 (③+4) *500円 (3+4) 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配後 *分配対象額 *分配対象額 *分配対象額 600円





分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分: ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) 期中収益に該当しない部分: ③分配準備積立金 ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースAの損益:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円 ケース B の 損益: 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50 円 = 50 円 ケース C の 掲 : 分配 金 受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との 基準価額の 差▲200 円 = ▲100 円

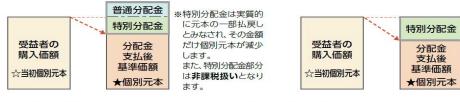
★A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ 異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」 と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

▶受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本 (受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドのしくみ:ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部 または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

投資リスク

●為替変動リスク

当ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●金利変動リスク

投資している国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準 価額の変動要因となります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

*【デュレーション】「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなります。

●信用リスク(デフォルト・リスク)

発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。 デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

●カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大き く変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- ・先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■その他の留意点

当ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

■委託会社 国際投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

加入協会:(社)投資信託協会/(社)日本証券投資顧問業協会

■受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■投資顧問会社 KE キャピタル・パートナーズ

■販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。国際投信投資顧問株式会社

TEL 0120-759311(フリーダイヤル) 受付時間/営業日の9:00~17:00

ホームページ http://www.kokusai-am.co.jp

巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

●購入単位 販売会社が定める単位

購入価額 購入受付日の翌営業日の基準価額

【換金時】

●換金単位 販売会社が定める単位

●換金価額 換金

換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額

*換金受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額とします。

●換金代金【申込について】

原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。

●申込不可日シ

シンガポールの銀行、シンガポール取引所、シドニーの銀行、シドニー先物取引所のいずれかが休業日の

場合には、購入・換金はできません。

●換金制限

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。

【その他】

平成31年1月7日まで(平成21年1月16日設定)

●信託期間 ●繰上償還

当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等には、

繰上償還されることがあります。

●決算日

毎月7日(休業日の場合は翌営業日)

●収益分配

毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。

販売会社との契約により再投資することも可能です。

●課税関係

課税上の取扱いは株式投資信託となります。

※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
	購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 <mark>上限3.15%(税込</mark>)がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)				
信託財産留保額 換金受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額とします。		換金受付日の翌営業日の基準価額に0. 2%をかけた額とします。				

投資者が信託財産	で間接的に負担する費用
運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <mark>年率1.575%(税込</mark>)をかけた額とします。
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0042%(税込)以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額 または上限額等を記載することはできません。

- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載すること はできません。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 〇投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の 保護の対象ではありません。
- 〇銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償 の対象ではありません。
- 〇本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名 (*は取次販売会社)		登録番号	日本証券業 協会	社団法人 日本証券 投資顧問業 協会	社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
岩井証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第335号	0	122	0	777777
臼木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	0			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	0			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	0		0	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	0		0	
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	0			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0		0	
光世証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第14号	0			
コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	0	0	0	
坂本北陸証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第5号	0			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	0			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	0			
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	0			
新和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第97号	0			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	0			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	0			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	0			
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	0			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	0			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	0			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	0		0	
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第127号	0		0	
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	0			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	0	0	0	0
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	0		0	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0		0	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	0		0	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	0			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	0		0	
株式会社岐阜銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第14号	0			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	0			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	0		0	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	0			
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	0			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	0		0	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	0		0	
住友信託銀行株式会社(※注)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第5号	0	0	0	

[※]今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡し しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 〇投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 〇銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 〇本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、 税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- ○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- ○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。



追加型投信/海外/債券

作成基準日:2012年3月9日

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者 (* は取次販売会社	_	登録番号	日本証券業協会	社団法人 日本証券 投資顧問業 協会	社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	0		0	
中央三井信託銀行株式会社(※注)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第21号	0	0	0	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	0		0	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	0			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	0			
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	0			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	0			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	0			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	0			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	0		0	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	0			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第3号	0		0	0
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	0			
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0		0	0
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	0		0	
楽天銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号	0		0	
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	0			
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	0			
竹松証券株式会社 *	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第10号	0			
WAW 150 0 ET A 111-11-11-1	1 6 7 18 4 13 4 11 4 4	·			•	•

[※]今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

(※注)住友信託銀行株式会社と中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日付で合併し、新商号を「三井住友信託銀行株式会社」とする予定です。 なお、登録番号が「関東財務局長(登金)第649号」に変更となる予定です。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 〇投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 〇銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 〇本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、 税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- ○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 〇本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。